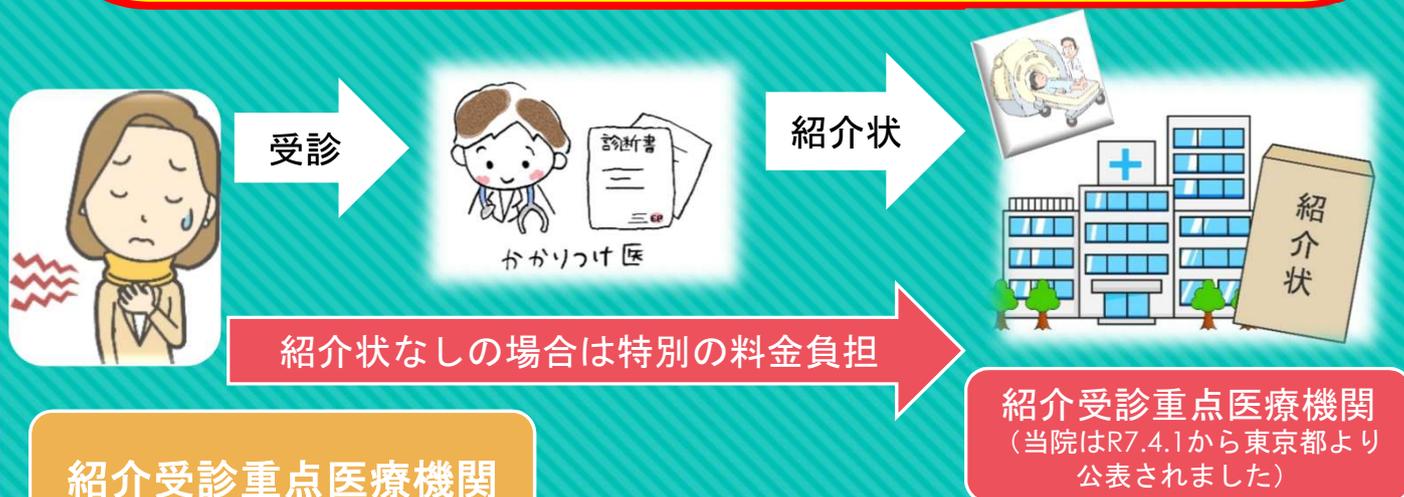


【初診時選定療養費（紹介状なし）】  
令和7年7月から 7,700円（税込）

【再診時選定療養費（紹介状なし）】  
令和7年7月から 3,300円（税込）

（当院での治療が終了し、他の医療機関に紹介された患者さんが、他の医療機関の紹介状をお持ちにならず、ご自身の判断により当院を再度受診された場合）



### 紹介受診重点医療機関

Q. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはならないのですか。

A. 一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。まずはお住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受けて、専門的な医療等を行う医療機関を受診するとともに、状態が落ち着いたら地域の医療機関に戻っていただくことが重要です。このため、国の制度により、外来機能の明確化・連携を進める観点から、一定規模以上の対象となる病院においては、紹介状を持たずに外来受診する患者等から、一部負担金（3割負担等）とは別に、「特別の料金」を徴収することとしています。

令和7年7月1日から紹介状がない場合の  
選定療養費（特別の料金）を改定します

（独）国立病院機構村山医療センター